

ジョブリターン制度規程

(目的)

第1条 この規程は、リッツMC株式会社（以下、会社）の就業規則第61条およびパートタイム労働者就業規則50条に基づくジョブリターン制度について定める。

(資格要件)

第2条 この規程は会社を退職した者のうち、次のいずれの要件にも該当する者に適用する。

- 1 次のいずれかの理由により退職した社員であること。
 - (1) 結婚・配偶者の転勤
 - (2) 妊娠・出産・育児
 - (3) 介護
 - (4) その他会社が認めた理由
- 2 退職時または退職後に、再雇用を希望する旨を申し出た者。

(手続き)

第3条 再雇用を希望する社員は、退職時または退職後に、所定の書面により人事担当部署に申し込むこと。

- 2 会社は申込者のうち、第2条の資格要件を満たす者を名簿に登録し、登録書を交付する。
- 3 登録書を交付された者は、就労が可能となった場合、人事担当部署に採用希望時期を申し出ること。

(採用)

第4条 希望者から応募があった場合は、退職前の本人の経験、能力等を勘案した上、優先的に採用するよう努める。

(再雇用時の処遇・賃金)

第5条 再雇用時の処遇は、退職前の勤続年数、資格等級及び退職から再雇用までの就労経験、能力開発の実績等を評価して決定することとし、原則として退職時の勤務地、社員区分、職種、資格等級を維持するよう努める。ただし、本人の希望、事業所の業務・人員の状況を踏まえて決定する。

(再雇用後の配置・昇進・昇給等)

第6条 再雇用後の配置・昇進・昇給等については、退職前の勤務実績及び退職から再雇用までの就業経験、能力開発の実績を踏まえた取扱いを検討し、同一の社員区分・職種・同程度の経験・能力の社員と異なる取扱いは行わないこととする。

附則

この規則は、令和3年9月10日から施行する。